

令和元年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和元年6月28日（金曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

- 日程第1 第27号議案から第37号議案まで、及び
第1号報告から第3号報告まで
(委員長報告・委員長報告に対する質
疑・討論・表決)
- 日程第2 第38号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3 第39号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4 第40号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5 意見書案第1号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第6 意見書案第2号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第7 意見書案第3号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

- | | |
|------|-------|
| 1 番 | 於久弘治 |
| 2 番 | 毛利洋子 |
| 3 番 | 中尾勉 |
| 4 番 | 黒田健一 |
| 5 番 | 井ノ口憲治 |
| 6 番 | 阿部輝之 |
| 7 番 | 土谷信也 |
| 9 番 | 中山田健晴 |
| 10 番 | 松本博彰 |
| 11 番 | 河野徳久 |
| 12 番 | 安東正洋 |
| 13 番 | 北崎安行 |
| 14 番 | 河野正春 |
| 15 番 | 菅健雄 |
| 16 番 | 大石忠昭 |

○欠席議員（1名）

- | | |
|-----|------|
| 8 番 | 成重博文 |
|-----|------|

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|------|
| 事務局長 | 安田祐一 |
| 総括主幹兼庶務係長 | 黒田祐子 |
| 総括主幹兼議事係長 | 板井保明 |
| 専門員 | 小門敏宏 |

○説明のため議場に出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 佐々木 敏 夫 |
| 副 市 長 | 堤 隆 |
| 市参事兼総務課長 | 佐藤 之 則 |
| 市参事兼財政課長 | 飯沼 憲 一 |
| 企画情報課長 | 丸山野 幸 政 |
| 地域活力創造課長 | 川口 達 也 |
| 税 務 課 長 | 土谷 恒 男 |
| 市参事兼市民課長 | 近藤 幸 一 |
| 保 險 年 金 課 長 | 大久保 正 人 |
| 社会福祉課長 | 植田 克 己 |
| 子育て支援課長 | 水江 和 徳 |
| 健康推進課長 | 清水 栄 二 |
| 人権・同和对策課長 | 田染 定 利 |
| 環 境 課 長 | 後藤 史 明 |
| 商工観光課長 | 河野 真 一 |
| 農業ブランド推進課長 | 黒木 雄 二 |
| 耕地林業課長 | 早田 博 昭 |
| 建 設 課 長 | 永松 史 年 |
| 上下水道課長 | 早尻 真 一 |
| 会計管理者兼会計課長 | 尾形 稔 |
| 農業委員会事務局長 | 佐々木 真 治 |
| 選挙管理委員会・監査委員事務局長 | |
| | 藤重 深 雪 |
| 地域総務二課長兼水産・地域産業課長 | |
| | 大力 雅 昭 |
| 市参事兼消防長 | 宗 高 徳 |
| 総務課 課長補佐兼総務法規係長 | |
| | 小野 政 文 |
| 総務課 課長補佐兼秘書係長 | |
| | 都 甲 さおり |
| 教育委員会 | |
| 教 育 長 | 河野 潔 |
| 教育総務課長兼地域総務一課長 | |
| | 安藤 隆 治 |
| 学校教育課長 | 衛藤 恭 子 |
| 文化財室長 | 板井 浩 |

○議長（菅 健雄君） これより本日の会議を開きます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 市税の課税誤りについて、ご報告をさせていただきます。

本市における個人住民税の合計所得や総所得金額について、本来含まれるべきでない分離課税対象者の退職所得は電算プログラムの不具合により課税され、住民税の均等割に誤りがあることが判明いたしました。

その状況でございますが、還付対象者9名で、4万9,500円でございます。

対象となる方に対しましては、文書及び訪問により謝罪と経緯の説明を速やかに行ったところでございます。

また、今回の個人住民税の所得変更に伴い、他の業務に影響が生じる場合がありますので、調査の上、速やかに対応を行ってまいります。

市民の皆様に対しまして、おわび申し上げますとともに、再発防止と信頼回復に努めてまいり所存でございますので、何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、第27号議案から第37号議案まで、及び第1号報告から第3号報告までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、井ノ口憲治君。

○総務委員長（井ノ口憲治君） 総務委員長報告をいたします。

去る6月24日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件、報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第27号議案、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、繰越金などで財源措置されており、補正額は、5,103万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、151億8,747万円となっています。

次に、地方債の補正については、森林環境保全整備事業の財源となる地方債の追加を行っています。

審査の中で委員より、「補助金の補助率について」質疑が出されました。

審査の結果、第27号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異

議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備についてのうち、本委員会に付託された部分ですが、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税等の課税対象となる使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改正による影響額について」質疑が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第31号議案のうち、本委員会に付託された部分については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第32号議案、豊後高田市行政財産使用料徴収条例の一部改正については、共架電線等に係る取扱い及び行政財産使用料算定の明確化等のため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改正による影響について」質疑が出されました。

審査の結果、第32号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第33号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第33号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、豊後高田市火災予防条例の一部改正については、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の一部改正及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改正で該当する施設はどのくらいあるか」などの質疑が出されました。

審査の結果、第34号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、豊後高田市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、早急に改正する必要が生じたため、平成31年3月31日に専決処分したので承認を求めます。

審査の中で委員より、「今回の改正による対象件

数について」質疑が出されました。

審査の結果、第1号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第2号報告、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整理を行う必要が生じたため、平成31年3月31日に専決処分したので承認を求めるものです。

審査の中で委員より、「今回の改正でどれぐらいの事業者が影響するのか」質疑が出されました。

審査の結果、第2号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（菅 健雄君） 社会文教委員長、中山田健晴君。

○社会文教委員長（中山田健晴君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る6月25日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第27号議案、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、民生費では、市老人クラブ連合会の安定的な運営体制の構築と地区老人クラブへの指導体制の強化を図るため支援を行う経費などが計上されています。

審査の結果、第27号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備についてのうち、本委員会に付託された部分ですが、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税等の課税対象となる使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うものです。

審査の中で委員より、「消費税引き上げが実施されなかった場合の対応について」質疑が出されました。

審査の結果、第31号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第35号議案、豊後高田市健康交流センター花いろ条例の一部改正については、消費税率及び地方消費

税率の引上げに伴い、使用料等について、見直しを行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改正による影響額について」や「市民サービスの観点から据え置きにする協議がなされたか」などの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第35号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号報告、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、平成31年3月31日に専決処分したので承認を求めるものです。

審査の結果、第3号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（菅 健雄君） 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長（阿部輝之君） 産業建設委員長報告を行います。

去る6月26日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案7件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第27号議案、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、農林水産業費では、集落支援員を2名採用し、多面的機能支払交付金事業活動組織をサポートする経費などが計上されています。

商工費では、語学堪能な外国人を2名採用し、インバウンドによる観光振興と外国人材の安定的な受入確保を図るとともに、交流施設の整備等に対して補助する経費などが計上されています。

審査の中で委員より、「ねぎの出荷が増えた要因について」質疑がありました。

審査の結果、第27号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第28号議案、令和元年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、終末処理場の運転管理及びマンホールポンプ場の点検業務を委託するに当たり、債務負担行為を設定するものです。

審査の結果、第28号議案については、提案の趣旨

6月28日

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第29号議案、令和元年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、終末処理場の運転管理及びマンホールポンプ場の点検業務を委託するに当たり、債務負担行為を設定するものです。

審査の結果、第29号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第30号議案、市道路線の認定及び廃止については、市道路線を整備するものです。

審査の結果、第30号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備についてのうち、本委員会に付託された部分ですが、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税等の課税対象となる使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うものです。

審査の結果、第31号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第36号議案、豊後高田市夷谷温泉条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、利用料金について、見直しを行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改正による影響額について」質疑がありました。

審査の結果、第36号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第37号議案、豊後高田市宮駐車場条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、利用料金について、見直しを行うものです。

審査の結果、第37号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(菅 健雄君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。私は、先程の委員長報告、社会文教委員長と産業建設委員長に質疑をしたいと思います。

最初、社会文教委員長の報告で、第31号議案は消費税増税に伴う各種手数料等の改定をする条例、それから、第35議案は健康交流センター花いろの条例改定なんですけれども、この中で質疑があったという報告があったんですけども、それに対する執行部の考え方がどうであったのかを、ちょっと審議の内容を説明していただきたいと思います。

それから、産業建設委員長においても、第31号議案の消費税増税に伴う条例改定の中で、全て異議なく可決したということはわかったんですけども、この議案の中で、産業建設委員会で審議されたのは、一番市民の影響する水道料金や下水道の料金が引き上げることだと思うんですけども、その点について、市民の影響だとか、市民の立場からの議論がなかったのかどうか。あったら、内容を説明してください。

それから、第36号議案の夷谷温泉の条例改定で、今のお話では影響額についての質問があったということなんですけども、影響額は本会議に資料として出されて、金額が出されておりますけれども、一番その中で問題なのは、今回、子どもが夷谷温泉も花いろ温泉も、200円に改定される条例案なんですけれども、豊後高田市の場合は、その子どもとは小学生に限るなんです。中学生は大人並み、幼児は無料なんですけど。それがいずれも200円になりますが、花いろの場合は、150円が200円です。ところが、こちらの第36号議案の夷谷温泉のほうは、100円が200円で、今回の条例改定の中でも一番上げ幅が大きいです。2倍になる値上げ幅なんですけど、これについて何か意見がなかったのか。調べてみましたら、宇佐の場合は5つの施設があるんですけども、子どもというのは小学生だけじゃないんです。中学生までが子どもの料金で、一律どこも100円なんですけども、今度、消費税増税に伴う改定はやらないと、据え置きをしております。それから比べてみましても、今度の2つの温泉の利用料の引き上げというのは、ただ、消費税に伴う、消費税増税に伴う分だけじゃなくて、便乗値上げになったということで、市民の中では、私も花いろを利用していますけれども、毎晩話題になっておりますので、この夷谷温泉では料金の引き上げの影響について議論があったようだけでも、どういう議論があったのか、もう少し説明していただ

いたらと思います。

もう1件、第3号報告について、これは社会文教委員長にお尋ねしますが、全員異議なく可決されたということなんですけれども、今回、国保税の最高限度額が3万円上がって、96万円になるわけです。これより高い税金を取っているところ、大分県はありませんけども、これより安いところは幾らでもあります。まさに日本一の高いということになるね、この上限額では。それで、何度も私は毎回のよう議論をして、やっぱり、加入者が低所得者であり、今の所得水準から見たら、市の条例では、もう高過ぎるということを問題にしているんですけども、この辺で税率を下げるという議論がなかったのか。これはもう事後承認なんですすよ。どうにもなんない。市長が3月末に決めたことを議会は承認しているという議案なんですけども、私は、市長自身が国の制度を変えるために、もっともっと政治力を発揮するように何度も要請をしてきたんですけど、そういうような議論が社会文教委員会ではなかったのかどうなのかも、あわせて説明してもらいたいと思います。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 社会文教委員長、中山田健晴君。

○社会文教委員長(中山田健晴君) それでは、お答えいたします。

第31号議案の中で、消費税引き上げが実際なかった場合の対応について質疑があったということ、それに対する執行部の答弁を紹介します。

「今後情勢が変われば、当然、また、それに対して考えていく」と、「それについては、最終的には内部で検討していきたいと思いますが、そういう考えでやっていきたいと思います」ということです。

第35号議案の内、質疑のありました今回の改定の影響額についてということでございますが、「影響額といたしましては、半年で、484万5,000円と試算していますが、これよりも実際の影響額は少なくなると考えております。また、使用料が100円上がるということで、それに対しては、今のところ、まだ充分な増収分については推定はできていませんが、利用が減る可能性もありますので、推移を見ながら検討してまいります」という答弁でありました。

もう1点、市民サービスの観点から据え置きにする協議がなされたかという質問でございますが、「温泉利用については、花いろ、子育て支援課、夷温泉、スパランド真玉、商工観光が所管ですので、そういっ

た関係で協議してまいります」と、「それぞれの施設で料金が違うこともあります。また、近隣の温泉施設の料金を参考にしながら協議をいたしてまいります」ということでございます。

据え置きにする協議がなされたかということですが、その件についてはお答えいただいております。

第3号報告豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑であります。それについて、質疑はございませんでした。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長(阿部輝之君) それでは、大石議員のお答えいたします。

まず、第31号議案については、質疑、意見等はありませんでした。

第36号議案の入浴券の料金を上げることによって、収益がどのくらい上がるのかという試算について質疑がありましたが、執行部のほうからは、「268万7,130円の収益を見込まれる」という回答がありました。

それから、今回の値上げに際しましては、「近隣の同市の温泉施設の料金を参考に料金を設定したところであります」と、「また、温泉には健康増進効果もあるため、市民の方の毎日のように通っている方もいると思われるので、回数券について値上げはしませんでした。1回券については、市外の方などが多いので、そういう方に負担をお願いしたいということで、値上げをするようになりました」。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 産業建設委員長に今の温泉料金について、執行部は他市の同じような温泉施設と合わせて、今回引き上げたということなんですけど、私が先程言いましたように、子どもの利用というのは少ないんですけど、子どもについては2倍になったと。今度の料金改定で一番大きいんです。宇佐の場合、5つの施設がありますが、5つの施設とも私入ったことがありますけど、利用したことあるんですけども、花いろよりは程度が落ちているというような状況じゃないと思うんです。それは100円なんですすよ。全然上げません。今度は、夷谷は200円だから2倍の引き上げでしょう。消費税は2%しか上がらないけども、便乗値上げで2倍ということが今話題になっておるんです。同時に回数券は上げないと。これは花いろも上げないんですけども、回

6月28日

数券でいろいろ花いろで話題になったのが、大人の場合は、花いろは2,500円なんですけど、夷谷は2,000円の据え置きなんです。いわゆる1回券はどれも400円になるんですけども、回数券については、夷谷のほうが2,000円、500円安いんです。これはなぜかということが話題になる、よく皆さん勉強していますね。私は本会議において、スパランド真玉においては年間5万円券を出していると。これはどうかという質問をしましたが、検討を求めたんですけども、市長の答弁だけで、担当の課長のほうから考えてないって。考えてないことわかっているから検討を求めたんですけど、条例抜きというのは5万円の券をスパランドが発行して、なぜ、花いろができないかということもありますので、ぜひ、検討してもらいたいと思いますけども、今質問したいのは、何も執行部の言うがままで、満場一致で決まったというから産業建設委員長に聞いているんですけども、今の子どもが2倍になったという、2倍になったのは夷谷温泉だけなんです。このことが問題にならなかったのか。それから、よその施設と同じぐらいの規模の料金に変えたの何が悪いかということなんです。宇佐は100円です。ずっと100円なんです。5つの温泉とも100円なんです。家族旅行村にある、のところに温泉もそうですよ。100円ですよ。それから見たら、夷谷温泉のほうがいいから、200円ちゆうことにならないと思うんです。そういう点で議論がされたのかどうかを説明してもらえませんか。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長（阿部輝之君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

先程お答えしたとおり、そのほかの質疑、意見はございませんでした。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君）終わります。）

○議長（菅 健雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でござ

います。

私は、第31号議案、そして、35、36号議案、最後に、第3号報告について反対討論をいたします。

最初は、第31号議案であります。10月から国が消費税を10%に引き上げると。これに伴って、市の各種使用料等を引き上げると、そのために17の条例を改定する議案であります。

今回の改定による市民の影響は、10月から来年3月までの半年間だけで試算をしましても、ケーブルテレビの加入金や利用料金、これが103万円、水道料金が141万円、下水道使用料については、108万円など、今提案しております17本の条例改定で、それに伴う合計額は、市民に355万円の負担増という試算がされております。

さらに、先程も議論しましたように、温泉利用料などの今回条例改定全てを合算しますと、市民に与える影響額は半年間で1,000万円を超える金額が予想されます。

私は、今、市長が取り組むべき課題というのは、国言いなりで、国が10月から消費税10%やるから豊後高田市もそれに言いなりになるということではなくて、10月からの消費税増税を中止をするために、最後の最後まで総力を挙げるべきだと思うんです。振り返ってみますと、2014年に消費税が8%に増税されました。これを契機に国民の家計は1世帯当たりで年間25万円落ち込んだというデータが出ています。また、働く人の賃金も年平均10万円落ち込んだということが示されています。そして、今、社会経済が減速をしておりますけれども、そういう中で政府自身も景気悪化を否定できなくなってきています。これまで5%、8%の増税は、どれも政府は好景気だ、あるいは、また、回復期の時期だと、回復期の時期に当たったと思います。それでも、5%、8%の増税は、どちらも消費不況の引き金を引く結果になりました。今回の10%の増税というのは、政府自身が景気悪化の可能性を認める中の10%を強行しようというのでありまして、これをもし、こういう今の景気の中で、10%を強行しますと、歴史的にも前例のない無謀極まる政策であり、私は断じて許すことはできないと思います。10%増税の中止は今からでもやろうと思ったらできます。野党5党5会派は、参議院選挙では全国32の全ての1人区で統一候補を決めました。そして、市民連合と野党で13項目の共通政策を結んでおりますけれども、その13項目の一つは、10月からの消費税増税を中止することを掲

げております。10月から10%中止せよ、この1点で大同団結し、参議院選挙でも増税ストップの審判を下し、消費税10%を何としても阻止していこうではありませんか。

それで、私は、今回の条例改定議案は、10月からの消費税10%引き上げを先取りをしての議案であり、同意できません。各議員の皆さんも、ぜひ、消費税10%引き上げを中止させ、市民の暮らしを守るために、この議案に対して反対をしていただけるよう賛同を求め、討論といたします。

次は、第35号、第36号議案、花いろ温泉、夷谷温泉の利用料を10月から引き上げるものですが、中でも使用料は大人が300円から400円、これは33%、高齢者は200円を300円、高齢者は5割、50%の値上げ、それから子どもについては、小学生いずれも200円に引き上げるんですが、先程も述べましたように、特に夷谷温泉は、子どもについては2倍の値上げになります。こういう便乗値上げであり、市民に大きな負担を負わせることになりますので、私は同意できません。

宇佐市の温泉5施設ありますけれども、大人は250円、子どもとは小学生と中学生なんですけれども、それから高齢者70歳以上ですが、いずれも全ての温泉で100円であります。その子どもの料金が高田は宇佐の2倍。高齢者は宇佐の3倍になるわけでありませう。市長は人口動向対策、移住定住対策に力を入れておりますけれども、同時に健康づくりで市民の皆さんが1年でも長く生きていただけるように、それはそれで力を入れてきております。温泉施設もその一つ、健康増進に大きな役割を果たしていると思うんです。あるいは、市民の交流の場になっております。よって、私は、これは市長の裁量でできることから、年度途中から引き上げるべきじゃないと、今回は取りやめることを改めて要求をいたします。どうしても取り下げないということになれば、この議案については、私は反対をいたします。

次は、第3号報告についてであります。

この議案は、地方税法施行令一部改正に伴い、市の国民健康保険税条例の一部改正を市長がことしの3月末に専決処分をして、今回、事後承認を求める議案であります。

その中で、国保税の世帯割、均等割の5割軽減、2割軽減の対象世帯の軽減対象所得が改正されまして、軽減世帯が拡大をされました。この条文の改正については、私ども国会でも要求してきております

ことで、当然賛成であります。しかし、今回の市長専決処分の内容には、第2条を改定をし、国保税の医療費分の最高限度額を58万円から61万円と3万円引き上げるものであります。国保税の中には、医療費分とそれから介護支援分、後期高齢者分がありますが、これを合計しますと、4人家族の標準世帯で昨年の所得が490万円以上の世帯については、今年度から年間96万円の国保税が徴収されることとなります。

何度も私は申し上げておりますように、私も国保に入っておりますけれども、国保加入者というのは比較的所得の低い年金生活者とか、自営業者あるいは派遣業者など、それで、やっぱり所得が低い。その所得に比べて、税率を大幅に引き下げなければ、働いても働いても、なかなか払えず、滞納者がふえる状況が続いているんです。だから、今回のこの上限、今回のこの国保税を3万円引き上げることについては、私は承認できません。

私は、一般質問で取り上げましたように、国保は制度上に大きな問題、構造的欠陥があるんです。このことは全国知事会も全国市長会も認めて、今政府に迫っておりますけれども、日本共産党は全国知事会が要求しているように、国が新たに1兆円を投資をして、今の制度、生まれただけの赤ちゃんから1人頭幾ら取るという税金の均等割、そして、平等割、こういう制度をなくして、協会けんぽ並みに現行の国保税の約半分まで引き下げようということをして、大幅引き下げを目指して、全国で頑張っています。よって、市長も引き続き国保税の引き下げを目指して、確かに今年度は県から示された金額よりは、を認めず、据え置きで頑張ってください、そのことは評価いたします。よって、それは豊後高田だけじゃないんです。日田などでも1人当たり6,000何ぼ、7,000近くのを据え置きにしましたし、日田では子どもの均等割については半額にするという独自措置をとっております。よって、やっぱり、国に対して市長は制度を改革する。そして、国庫負担をふやす。何よりも市民の暮らしを守るために佐々木流の政治力を大いに発揮していただくことを求めるものであります。

市長は、国が制度を改定するまで待たずに、例えば、医療費や給食代については、高田は日本一と言われるような功績を上げております。だから、今回、国保についても、せめて高校生までの均等割を廃止をする。そうすると子育ての経済的負担を軽減する

6月28日

ことができ、子育ても、そういう子育て支援策も実施されることを改めて要求しておきます。

以上で反対討論を終わりますが、各議員の皆さんが討論の趣旨を賛同していただきまして、ご協力いただきますようお願いを申し上げ、終わります。ありがとうございました。

○議長(菅 健雄君) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。お手元に配付してあります採決表の一括採決するものの内、反対のありました第31号議案、第35号議案及び第36号議案並びに第3号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。よって、採決表の一括採決するものの内、反対のありました第31号議案、第35号議案及び第36号議案並びに第3号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第31号議案について、起立により採決いたします。議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後、問題を可とする者は起立をしてください。起立採決の際は、同様をお願いいたします。

お諮りいたします。第31号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。よって、第31号議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第35号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第35号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。よって、第35号議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第36号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第36号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。よって、第36号議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第3号報告について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第3号報告は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。よって、第3号報告は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

しばらく休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(菅 健雄君) 日程第2、第38号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第38号議案は、教育委員会教育長の任命についてございまして、本年7月1日をもって任期が満了する教育委員会教育長に河野 潔氏を再任いたしましたので、同意を求めるものでございます。

何とぞ、慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅 健雄君) お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。よって、第38号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第38号議案を採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。よって、第38号議案については、これに同意することに決しました。

しばらく休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、河野 潔君より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、河野 潔君。

○教育長(河野 潔君) 発言のお許しをいただきましたので、一言お礼の挨拶を申し上げます。

先程は教育長としての信任をいただきまして、まことにありがとうございました。身の引き締まる思いでいっぱいです。心からお礼を申し上げます。

これからも豊後高田市の教育行政に邁進していく所存であります。どうか、これまでと同様温かいご指導とご支援をいただきますよう、何とぞ、よろしくお願いをいたします。

甚だ簡単措辞ではございますが、お礼の挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長(菅 健雄君) 日程第3、第39号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第39号議案は、教育委員会委員の任命についてでございます。本年8月31日をもって任期が満了する教育委員会委員に宮崎みゆき氏を再任したいので、同意を求めます。

何とぞ、慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅 健雄君) お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。よって、第39号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第39号議案を採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。よって、第39号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(菅 健雄君) 日程第4、第40号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第40号議案は、公平委員会委員の選任についてでございます。本年8月31日をもって任期が満了する公平委員会委員に河野清一氏を再任したいので、同意を求めます。

何とぞ、慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅 健雄君) お諮りします。本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。よって、第40号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第40号議案を採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。よって、第40号議案については、これに同意することに

6月28日

決しました。

○議長（菅 健雄君） 日程第5、意見書案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。3番、中尾 勉君。

○3番（中尾 勉君） 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）について、提案理由の説明を申し上げます。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、外国語教育実施のための対応に苦慮する状況となっています。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、ゆたかな学びを実現するためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、教職員が人間らしく働き続けるためには長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われています。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。

一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境の実現には、国の施策として定数改善等にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるようにすることが憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2つの事項が実現されるよう、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅 健雄君） お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、委員会の付託を省

略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長（菅 健雄君） 日程第6、意見書案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らし

を支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

なお、本意見書案につきましては、5月22日に開催されました大分県市議会議長会第105回定期総会での決議事項でありまして、他市議会におきましても6月議会及び9月議会で提出される予定であります。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅 健雄君） お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長（菅 健雄君） 日程第7、意見書案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） 大分自動車道及び東九州自

動車道の濃霧対策に関する意見書（案）について、提案理由の説明を申し上げます。

大分自動車道及び東九州自動車道は沿線の産業、経済、観光等、あらゆる面で極めて重要な機能を有し、地域発展に必要な不可欠な道路体系の根幹を成している。また、既存の国道等の道路網と一体となって幹線ネットワークを形成し、大分空港へのアクセス、緊急医療、災害時の支援、迂回路機能の確保といった点でも命の道として貢献している。

こうした中、国土交通省のまとめた高速道路の要因別通行止め時間ワーストランキングでは、2014年度（平成26年度）271時間、2015年度（平成27年度）314時間と2年連続で霧、災害・悪天候の両部門で全国ワーストとなった。

特に、大分自動車道湯布院IC～日出JCT間及び東九州自動車道速見IC～別府IC間においては、年間を通じて30m先も見えないような視界状態の濃霧が度々発生する。

これは、別府湾方面から自動車道がある山側へ吹く風により、湿った空気が斜面を這い上がることで、空気が冷やされ空気中の水分が飽和状態に達して発生する滑昇霧が主な原因と考えられる。

西日本高速道路株式会社においては、平成12年度から日出JCTから別府IC方面あるいは速見IC方面にかけ防霧ネットを設置されているが、前述の調査結果からすれば、その効果は限定的と言わざるを得ない。今後もこうした状況が放置されれば、通行止めによる社会的損失は、看過できないレベルに達するものと推察される。

国土交通大臣においては、西日本高速道路株式会社に対し引き続き指導を行うとともに、抜本的な濃霧対策を講じるよう国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

なお、本意見書案につきましては、5月22日に開催されました大分県市議会議長会第105回定期総会での決議事項でありまして、他市議会におきましても6月議会及び9月議会で提出される予定であります。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅 健雄君） お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

6月28日

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより意見書案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これをもちまして、令和元年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 井ノ口 憲 治

豊後高田市議会議員 阿 部 輝 之